

<u>改訂前</u>	<u>改訂後</u>	新計画項	備考
第 1 章 災害予防計画 第 1 節 水政計画 第 3 水防法に基づく洪水対策 1 洪水浸水想定区域の指定 （1）国及び県は、<u>洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川のほか、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川</u>について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知する。 本市は、利根川上流、渡良瀬川及び鬼怒川が指定されている。 <u>また、県は、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。</u> （2）市は、<u>洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、</u>河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを	第 1 章 災害予防計画 第 1 節 水政計画 第 3 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策 1 洪水浸水想定区域の指定 （1）国及び県は、<u>管理する河川</u>について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知する。 本市は、利根川上流、渡良瀬川及び鬼怒川が指定されている。 （2）市は、<u>国及び県の河川管理者が洪水浸水想定区域を指定した場合は、水防法第十五条第一項各</u>	2	県地域防災計画の修正 （県による最新の取組を反映）

新旧対照表（風水害等対策計画編）

[illegible]

<u>改訂前</u>	<u>改訂後</u>	新計画項	備考
_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (4) (5) (6)	<u>項等を記載した印刷物（内水ハザードマップ等）の配布や、住民に適切なタイミングで避難指示等を発令する目安となる取組（カメラや水位センサーの設置、地区内住民からの情報提供体制の構築など）を基に地区の特性や規模などを総合的に勘案し、避難指示等の発令の基準を定めておくものとする。</u> <u>なお、県は、市が内水氾濫に係る避難指示等を発令する際の目安について、専門家の意見を踏まえた取組を提供するなど必要な助言を行うほか、台風等の接近に伴い内水氾濫の発生が懸念される場合は、市に対し早期対応を図るため注意喚起を行うものとする。</u> (5) (6) (7)	3	県地域防災計画の修正 （県による最新の取組を反映）
第２節 土砂災害防止計画 第３ 土砂災害警戒情報の発表 県と水戸地方気象台は、大雨警報_____発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。 なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土	第２節 土砂災害防止計画 第３ 土砂災害警戒情報の発表 県と水戸地方気象台は、大雨警報<u>（土砂災害）</u>発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。 なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土	6	県地域防災計画の修正 （気象台による警戒名称の修正）

改訂前	改訂後	新計画項	備考																																																
砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施するものとする。 2 発表及び解除 【発表】 大雨警報_____発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に達したとき。 第4節 都市計画 都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施するものとする。 第1 土地利用の現況 本市の土地利用の現況は、次のとおりである。 土 地 利 用 の 現 況 単位：ha、%（ ）内は構成率 令和<u>3</u>年1月1日現在 <table><tr><th>総面積</th><th>田</th><th>畑</th><th>宅地</th><th>山林</th><th>原野</th><th>雑種地</th><th>その他</th></tr><tr><td>12,303</td><td>(17.8)</td><td>(<u>29.8</u>)</td><td>(<u>15.0</u>)</td><td>(<u>9.0</u>)</td><td>(0.4)</td><td>(<u>7.2</u>)</td><td>(<u>20.8</u>)</td></tr><tr><td></td><td><u>2,191</u></td><td><u>3,664</u></td><td><u>1,844</u></td><td><u>1,101</u></td><td><u>53</u></td><td><u>886</u></td><td><u>2,564</u></td></tr></table> ※その他には池沼を含む 資料：統計ばんどう（令和<u>4</u>年4月）	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	12,303	(17.8)	(<u>29.8</u>)	(<u>15.0</u>)	(<u>9.0</u>)	(0.4)	(<u>7.2</u>)	(<u>20.8</u>)		<u>2,191</u>	<u>3,664</u>	<u>1,844</u>	<u>1,101</u>	<u>53</u>	<u>886</u>	<u>2,564</u>	砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施するものとする。 2 発表及び解除 【発表】 大雨警報(<u>土砂災害</u>)発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に達したとき。 第4節 都市計画 都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施するものとする。 第1 土地利用の現況 本市の土地利用の現況は、次のとおりである。 土 地 利 用 の 現 況 単位：ha、%（ ）内は構成率 令和<u>6</u>年1月1日現在 <table><tr><th>総面積</th><th>田</th><th>畑</th><th>宅地</th><th>山林</th><th>原野</th><th>雑種地</th><th>その他</th></tr><tr><td>12,303</td><td>(17.8)</td><td>(<u>29.3</u>)</td><td>(<u>15.2</u>)</td><td>(<u>8.6</u>)</td><td>(0.4)</td><td>(<u>7.6</u>)</td><td>(<u>21.1</u>)</td></tr><tr><td></td><td><u>2,193</u></td><td><u>3,608</u></td><td><u>1,867</u></td><td><u>1,055</u></td><td><u>52</u></td><td><u>938</u></td><td><u>2,590</u></td></tr></table> ※その他には池沼を含む 資料：統計ばんどう（令和<u>6</u>年4月）	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	12,303	(17.8)	(<u>29.3</u>)	(<u>15.2</u>)	(<u>8.6</u>)	(0.4)	(<u>7.6</u>)	(<u>21.1</u>)		<u>2,193</u>	<u>3,608</u>	<u>1,867</u>	<u>1,055</u>	<u>52</u>	<u>938</u>	<u>2,590</u>	9	市地域防災計画修正 (時点修正)
総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他																																												
12,303	(17.8)	(<u>29.8</u>)	(<u>15.0</u>)	(<u>9.0</u>)	(0.4)	(<u>7.2</u>)	(<u>20.8</u>)																																												
	<u>2,191</u>	<u>3,664</u>	<u>1,844</u>	<u>1,101</u>	<u>53</u>	<u>886</u>	<u>2,564</u>																																												
総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他																																												
12,303	(17.8)	(<u>29.3</u>)	(<u>15.2</u>)	(<u>8.6</u>)	(0.4)	(<u>7.6</u>)	(<u>21.1</u>)																																												
	<u>2,193</u>	<u>3,608</u>	<u>1,867</u>	<u>1,055</u>	<u>52</u>	<u>938</u>	<u>2,590</u>																																												

[illegible]

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改訂後	新計画項	備考
<u>水戸地方気象台が県を対象にして行っている特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は次のとおりである。</u> <u>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。</u> <u>また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。</u> <u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____	<u>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</u> <u>「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</u> <u>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</u> _____ _____ _____ <u>2 特別警報・警報・注意報</u> <u>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、茨城県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予</u>		

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改訂後	新計画項	備考																
<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>									<u>測値が時間帯ごとに示されて発表される。</u> <u>また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。</u> <u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</u> <u>特別警報・警報・注意報の概要は以下のとおりである。</u> <table><tr><th>種類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>特別警報</td><td><u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</u></td></tr><tr><td>警 報</td><td><u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</u></td></tr><tr><td>注 意 報</td><td><u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</u></td></tr></table> <u>水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている特別警報・警報・注意報の種類と概要、その発表基準は以下のとおりである。</u>	種類	概 要	特別警報	<u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</u>	警 報	<u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</u>	注 意 報	<u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</u>		
種類	概 要																		
特別警報	<u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</u>																		
警 報	<u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</u>																		
注 意 報	<u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</u>																		

新旧対照表（風水害等対策計画編）

<u>改訂前</u>	<u>改訂後</u>	新計画項	備考
<u>2</u> 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用 <u>ア</u> 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、県気象情報、<u>台風情報</u> 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する 場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。 なお、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときに、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。	<u>3</u> 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用 <u>ア</u> 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（茨城県）で発表される。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 <u>イ</u> 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 <u>ウ</u> 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害が	46	県地域防災計画の修正 （気象庁による標準的な記述に修正）

新旧対照表（風水害等対策計画編）

<u>改訂前</u>	<u>改訂後</u>	新計画項	備考
_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ イ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の市において、<u>キキクルの「危険」(紫) が出現し、かつ</u> 数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され<u>たとき</u> _____に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い<u>土</u>地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。	<u>いつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支持するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と水戸地方気象台から共同で発表される。</u> <u>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u> <u>（発表対象地域や伝達等については、本編第1章第2節「土砂災害防止計画第3 土砂災害警戒情報の発表」を参照。）</u> エ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の市において、_____ _____ 数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、<u>かつ、キキクルの「危険」(紫) が出現している場合に</u>、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い<u>土</u>地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。		

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改訂後	新計画項	備考
_____ _____ _____ _____ _____ <u>ウ 竜巻注意情報</u> 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において</u>竜巻等の激しい突風の発生<u>する可能性が高まった時に</u>_____, 天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で気象庁から発表<u>する</u>。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報_____で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。 <u>エ 災害時気象支援資料</u> <u>水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災</u>	<u>オ 顕著な大雨に関する気象情報</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報を発表する。</u> <u>カ 竜巻注意情報</u> 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、_____竜巻等の激しい突風の発生<u>しやすい気象状況となっているときに</u>、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で気象庁から発表<u>される</u>。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報<u>が天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で</u>発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。 _____ _____	47	県地域防災計画の修正（気象庁による標準的な記述に修正）

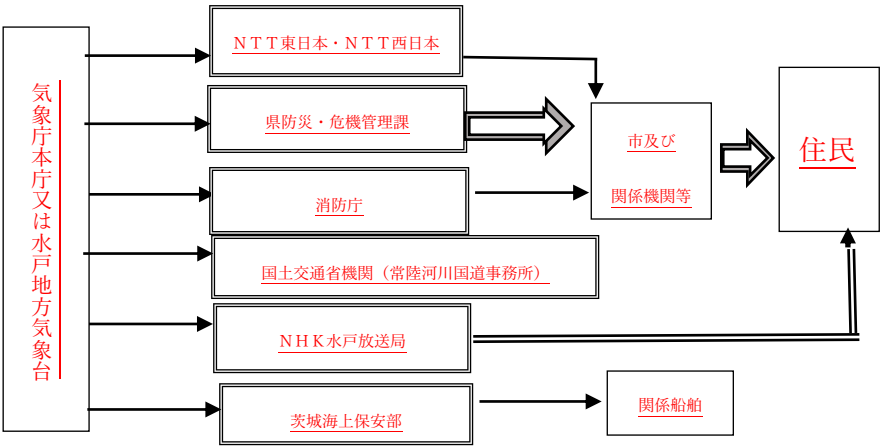
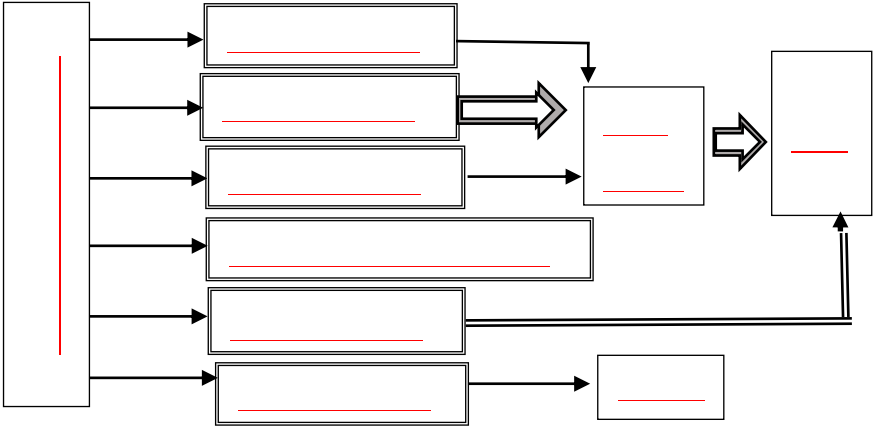
新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改訂後	新計画項	備考																
<u>地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</u> <u>オ</u> キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	<u>キ</u> キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 <u>キキクル等の種類と概要</u>																		
<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が</u>必要<u>と</u>される警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から<u>避難が</u>必要<u>と</u>される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr><tr><td>浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が</u>必要<u>と</u>される警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>洪水キキクル</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河</td></tr></table>	種 類	概 要	土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>安全確保が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>安全確保が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル5に相当。	洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から<u>避難する</u>必要<u>がある</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr><tr><td>浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>洪水キキクル</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河</td></tr></table>	種 類	概 要	土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要がある</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難する</u> 必要 <u>がある</u> とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要がある</u> とされる警戒レベル5に相当。	洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河		
種 類	概 要																		
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>安全確保が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																		
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>安全確保が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル5に相当。																		
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河																		
種 類	概 要																		
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要がある</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難する</u> 必要 <u>がある</u> とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																		
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要がある</u> とされる警戒レベル5に相当。																		
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河																		

新旧対照表（風水害等対策計画編）

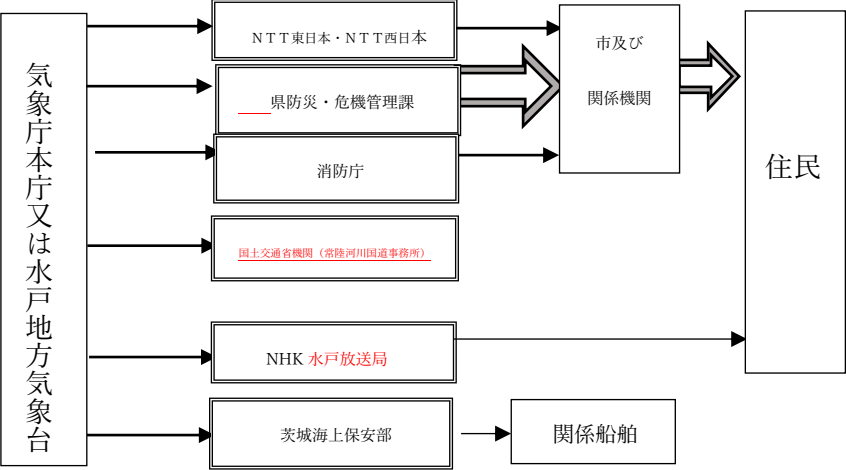
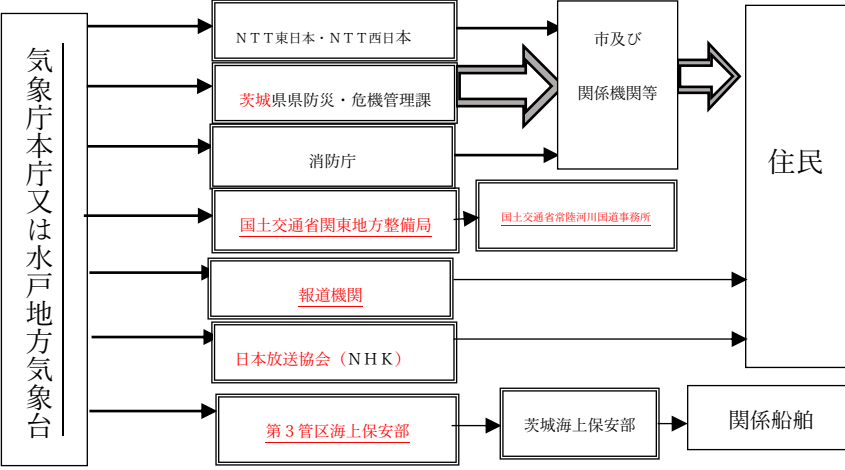
改訂前		改訂後		新計画項	備考
（洪水警報の危険度分布）	川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が</u>必要<u>と</u>される警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から<u>避難が</u>必要<u>と</u>される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から<u>避難が</u>必要<u>と</u>される警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	（洪水警報の危険度分布）	川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から <u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		
流域雨量指数の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）</u>の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度 の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	流域雨量指数の予測値	<u>各河川</u>の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（<u>大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度</u>）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。<u>流域内における雨量分布の実況と</u>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。		
※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用 <u>3 特別警報・警報・注意報の伝達</u>		※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用			

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改訂後	新計画項	備考
<u>（１）水戸地方気象台関係</u> <u>水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する。</u>  注）二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先 注）二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路 <u>（２）県関係</u> <u>県は、気象等の特別警報・警報・注意報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災情報ネ</u>			

改訂前			改訂後			新計画項	備考
※１：NTT東日本又はNTT西日本への伝達は洪水警報のみ			※１：NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。				
第３ 指定河川洪水予報の種類、表題と概要			(３) 指定河川洪水予報の種類、表題と概要				
種 類	標 題	概 要	種 類	標 題	概 要		
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で____、命の危険があり_____直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。	49	県地域防災計画の修正 (気象庁による標準的な記述に修正)
	氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。		氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。		
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。		
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。		

改訂前		改訂後		新計画項	備考								
第4 水位情報周知河川の水位情報等 第5 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と水戸地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる（危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当）。 （発表対象地域や伝達等については、本編第1章第2節「土砂災害防止計画第3土砂災害警戒情報の発表」を参照。） 第6 火災気象通報 消防法第22条第1項の規定に基づき、水戸地方気象台が県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。 1 通報の実施基準 <table><tr><td>実施官署</td><td>実施基準</td></tr><tr><td>水戸地方気象台</td><td>実効湿度60％以下で、最小湿度40％以下になると予想される場合、<u> </u>平均風速が12m／s以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。</td></tr></table>		実施官署	実施基準	水戸地方気象台	実効湿度60％以下で、最小湿度40％以下になると予想される場合、 <u> </u> 平均風速が12m／s以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。	<u>（4）</u> 水位情報周知河川の水位情報等 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 第3 火災気象通報 消防法第22条第1項の規定に基づき、水戸地方気象台が県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。 1 通報の実施基準 <table><tr><td>実施官署</td><td>実施基準</td></tr><tr><td>水戸地方気象台</td><td>実効湿度60％以下で、最小湿度40％以下になると予想される場合<u>又は</u>、平均風速が12m／s以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。</td></tr></table>		実施官署	実施基準	水戸地方気象台	実効湿度60％以下で、最小湿度40％以下になると予想される場合 <u>又は</u> 、平均風速が12m／s以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。		
実施官署	実施基準												
水戸地方気象台	実効湿度60％以下で、最小湿度40％以下になると予想される場合、 <u> </u> 平均風速が12m／s以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。												
実施官署	実施基準												
水戸地方気象台	実効湿度60％以下で、最小湿度40％以下になると予想される場合 <u>又は</u> 、平均風速が12m／s以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。												

改訂前	改訂後	新計画項	備考
第7 異常現象発見者の通報義務等  注）二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号 <u> </u> の規定に基づく法定伝達先（略）	第4 災害時気象支援資料 <u>水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</u> 第5 異常現象発見者の通報義務等 第6 特別警報・警報・注意報の伝達 <u>（1）水戸地方気象台関係</u> <u>水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する。</u>  注）二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号 <u>並びに第9条</u> の規定に基づく法定伝達先（略）	50 51	県地域防災計画の修正 （気象庁による標準的な記述に修正） 県地域防災計画の修正 （気象庁による標準的な記述に修正）

新旧対照表（風水害等対策計画編）

<u>改訂前</u>	<u>改訂後</u>	新計画項	備考
<u>4</u> 注意報及び気象情報の伝達 第5節 通信計画	(3) <u>日本電信電話株式会社（NTT東日本又はNTT西日本）関係気象庁本庁又は水戸地方气象台からNTT東日本・NTT西日本に通報された警報は、関係の各市町村に伝達される。</u> <u>この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。</u> <u>(特別警報の種類)</u> <u>暴風特別警報</u> <u>暴風雪特別警報</u> <u>大雨特別警報</u> <u>大雪特別警報</u> <u>波浪特別警報</u> <u>高潮特別警報</u> <u>(警報の種類)</u> <u>暴風警報</u> <u>暴風雪警報</u> <u>大雨警報</u> <u>大雪警報</u> <u>波浪警報</u> <u>洪水警報</u> <u>高潮警報</u> <u>第7</u> 注意報及び気象情報の伝達 第5節 通信計画	52	県地域防災計画の修正 (気象庁による標準的な記述に修正)

<u>改訂前</u>	<u>改訂後</u>	新計画項	備考
第3 公衆電気通信設備が利用できない場合 3 放送の利用 市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備若しくは無線設備による通信ができない場合若しくは著しく困難な場合においては、「災害時における放送要請に関する協定」により、知事を通じてNHK水戸放送局及び(株) _____ 茨城放送に災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を要請する。 第6節 広報計画 第3 広報手段 2 報道機関への依頼 市は、県に対して、報道機関（NHK水戸放送局、_____ 茨城放送等）を通じた広報に関する要請行い、あらかじめ定めた協定に基づいて県は、報道機関に対して依頼する。 第7節 消防活動計画 第6 救急業務 消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが<u>激増</u>の傾向にある。<u>とくに、休日、夜間等における件数も多く、</u> 救急医療体制の充実強化につい	第3 公衆電気通信設備が利用できない場合 3 放送の利用 市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備若しくは無線設備による通信ができない場合若しくは著しく困難な場合においては、「災害時における放送要請に関する協定」により、知事を通じてNHK水戸放送局及び(株) <u>LuckyFM</u> 茨城放送に災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を要請する。 第6節 広報計画 第3 広報手段 2 報道機関への依頼 市は、県に対して、報道機関（NHK水戸放送局、<u>LuckyFM</u> 茨城放送等）を通じた広報に関する要請行い、あらかじめ定めた協定に基づいて県は、報道機関に対して依頼する。 第7節 消防活動計画 第6 救急業務 消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが<u>増加</u>の傾向にある。<u>_____</u> 救急医療体制の充実強化につ	65 68 71	県地域防災計画の修正 (事業者名変更による修正) 県地域防災計画の修正 (事業者名変更による修正) 県地域防災計画の修正

	改訂前	改訂後	新計画項	備考
	ての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。 また、火災及び事故によって、集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策として、下記事項に留意して、救急医療体制の整備につとめ、救急医療の確保を図るものとする。 具体的方策は、次のとおりとする。	いての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。 また、火災及び事故によって、集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策として、下記事項に留意して、救急医療体制の整備につとめ、救急医療の確保を図るものとする。 具体的方策は、次のとおりとする。		(統計データ内容による修正)
	第9節 交通計画 第9 緊急通行車両の確認 (略) 確認手続 市長は、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条に基づき、緊急通行車両確認<u>申請書</u>により当該車両が緊急通行車両であることの確認を県及び公安委員会に求めるものとする。	第9節 交通計画 第9 緊急通行車両の確認 (略) 確認手続 市長は、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条に基づき、緊急通行車両確認<u>申出書</u>により当該車両が緊急通行車両であることの確認を県及び公安委員会に求めるものとする。	84	防災基本計画の修正
	第11節 避難計画 第8 避難の誘導 避難誘導の方法 (7) 保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局(管内の市町村の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマ	第11節 避難計画 第8 避難の誘導 避難誘導の方法 (7) 保健所は、_____感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局(管内の市町村の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマ	94	防災基本計画の修正

<u>改訂前</u>	<u>改訂後</u>	新計画項	備考
ップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。 （略） 第 12 節 応急仮設住宅設置及び住宅応急修理計画 災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保することができない者及び住家が<u>半焼又は半壊し</u>、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、応急仮設住宅の建設又は居室、便所、炊事場等の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。 第 2 応急仮設住宅の設置 1 基本事項 _____災害発生の日から 20 日以内<u>に着工するもの</u>とし、_____その供与期間は<u>完成の日から</u> 2 年以内とする。 第 3 住宅の応急修理計画 2 住宅の応急修理 （1）基本事項 ア 修理対象世帯 応急修理は、市が、災害のため住家が半壊<u>若しくは、半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難で</u>	ップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。 （略） 第 12 節 応急仮設住宅設置及び住宅応急修理計画 災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保することができない者及び住家が<u>半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け</u>、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、応急仮設住宅の建設又は居室、便所、炊事場等の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。 第 2 応急仮設住宅の設置 1 基本事項 <u>建設型応急住宅の着工は、</u>災害発生の日から 20 日以内_____とし、<u>また、賃貸型応急住宅は災害発生後速やかに提供することとし、</u>その供与期間は<u>いずれも</u> 2 年以内とする。 第 3 住宅の応急修理計画 2 住宅の応急修理 （1）基本事項 ア 修理対象世帯 応急修理は、市が、災害のため住家が半壊、<u>半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をす</u>	99 100	県地域防災計画の修正 （法令との整合を図るため） 県地域防災計画の修正 （法令との整合を図るため）

<u>改訂前</u>	<u>改訂後</u>	新計画項	備考
<u>ある程度に住家が半壊した</u>者に対して行う。 イ 修理の範囲 応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。 ウ 修理時期 応急修理は、災害発生から<u>1</u>か月以内に完了するものとする。	<u>ることができない</u>者に対して行う。 イ 修理の範囲 応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。 ウ 修理時期 応急修理は、災害発生から<u>3</u>か月以内に完了するものとする。 <u>ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内に完了するものとする。</u>		
第17節 遺体の搜索及び処理埋葬計画 第3 遺体の処理 2 検案 (略) 検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県（保健福祉部）、日本赤十字社茨城県支部、関東信越<u>地方医務局</u>等は救護班の検案活動に協力するものとする。 3 遺体の収容（安置）、一時保存 検視<u> </u>、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。	第17節 遺体の搜索及び処理埋葬計画 第3 遺体の処理 2 検案 (略) 検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県（保健福祉部）、日本赤十字社茨城県支部、関東信越<u>厚生局</u>等は救護班の検案活動に協力するものとする。 3 遺体の収容（安置）、一時保存 検視<u>等</u>、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。	100 113	県地域防災計画の修正 (着工時期を追記) 県地域防災計画の修正 (2001年中央省庁再編による名称変更)

<u>改訂前</u>	<u>改訂後</u>	新計画項	備考
第 24 節 応援要請計画 第 2 応援受入体制の確保 2 受入体制の確保 （2）受入施設の整備 市長は、県及び他市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。 _____ _____ _____	第 24 節 応援要請計画 第 2 応援受入体制の確保 2 受入体制の確保 （2）受入施設の整備 市長は、県及び他市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。 <u>なお、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u>	133	防災基本計画の修正